

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税(料)の減免についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対して、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度があります。

## 【減免対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - イ 前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。（介護保険料は除く）
  - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した世帯  
 【国保の方】会社都合の離職や事業の廃止などの場合は、昨年合計所得金額にかかわらず対象保険税が減免される場合があります。（非自発的失業の軽減制度）

## 【対象となる保険税(料)】

令和元年度及び令和2年度の保険税(料)

※令和元年度については、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの。

## 【算定方法】

$$\text{①対象保険税(料)額} A \times B / C \quad \times \quad \text{②減免割合} (D)$$

### ①について

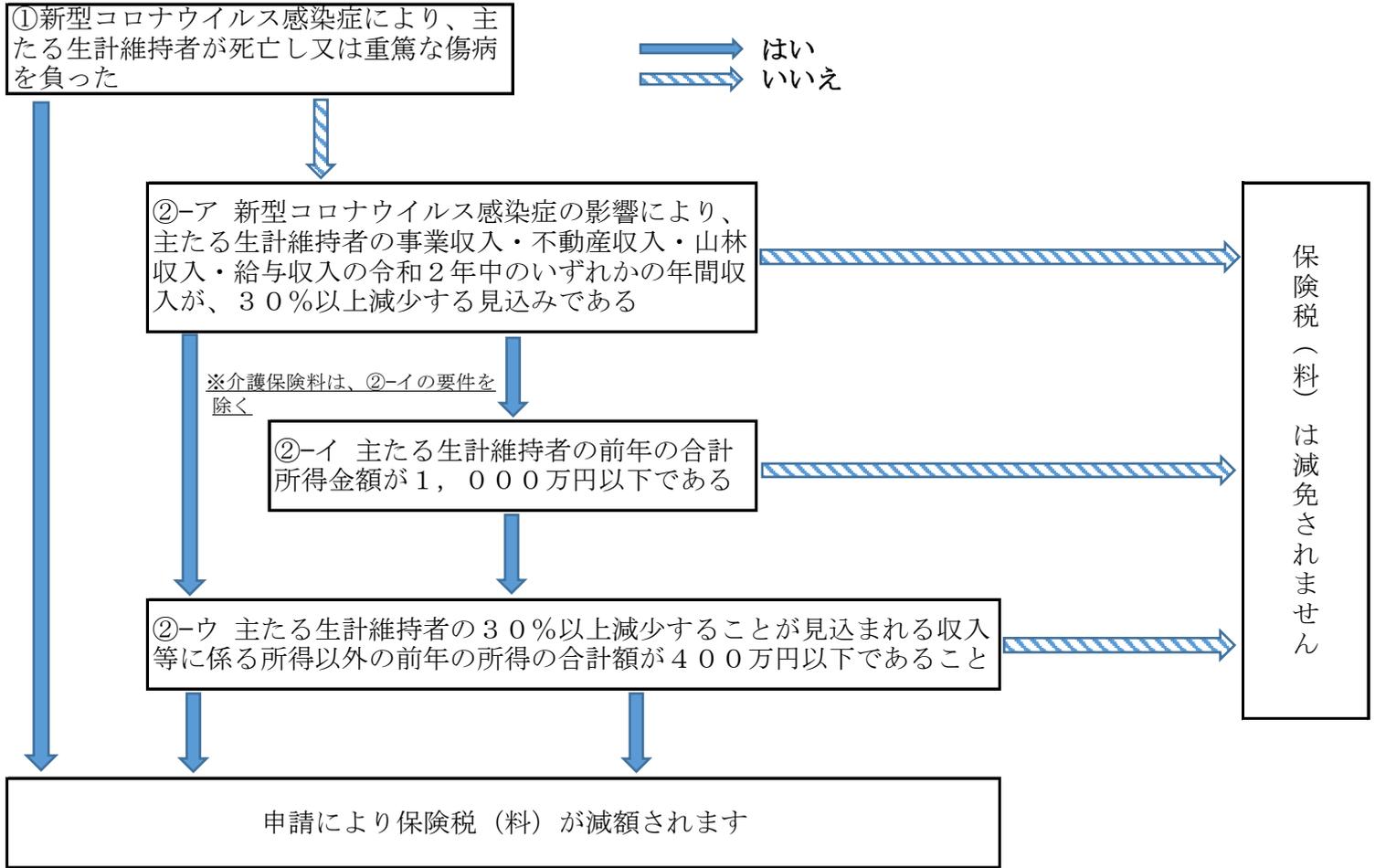
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料	介護保険料
A 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税(料)額	A 当該第1号被保険者の保険料額
B 世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額	B 当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C 同一世帯に属する被保険者全員分の前年の合計所得金額	C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

### ②について

主たる生計維持者の前年の合計所得金額			
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料		介護保険料	
300万円以下であるとき	全部	200万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8	200万円を超えるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6		
750万円以下であるとき	10分の4		
1000万円以下であるとき	10分の2		

(※裏面にフローチャートと申請書類について説明があります。)

■減免対象フローチャート



■申請に必要な書類

共通書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症の影響による令和（元・2）年度 国民健康保険税・介護保険料 減免申請書</li> <li>●申請者（納税者又は被保険者）の本人確認書類 ⇒マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などの写し</li> </ul>
フローチャートの①の場合	●主たる生計維持者の診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書などの写し
フローチャートの②の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●収入見込申告書</li> <li>●主たる生計維持者の令和2年中の収入がわかるもの（簡易帳簿）</li> </ul>
主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業廃止届（個人）、法人異動申告書（法人）などの写し</li> <li>●解雇通知、離職票、雇用保険受給資格者証などの写し</li> </ul>

※申請を希望される場合は、下記窓口までご連絡ください。申請書一式を送付いたします。

お問い合わせ・申請窓口		
浜中町役場	国民健康保険税に関すること	税務課課税係 62-2173
	国民健康保険・後期高齢者医療保険料に関すること	町民課保険年金係 62-2187
	介護保険料に関すること	福祉保健課介護保険係 62-2319